日文教育資料

教育情報

2014 No.4

Educational information

【特集】

02. 学校を生き生きとした人間教育の場に
—特別の教科「道徳」を起爆剤にして—
昭和女子大学大学院　押谷由夫

04. 人権の視点と道徳教育
—国際的な市民性教育の文脈の中で—
大阪大学大学院　平沢安政

06. 発信！北から南から
健やかな心と体の育成
—「いのちの教育」の取組—
富山県教育委員会

08. クローズアップ！教育の現場
他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する心を養う研究
宇和島市立城南中学校　是澤祐二

特集

道徳教育を考える

日本文教出版Webサイト
最新情報はこちらから➡ 日文 検索

未来をになう子どもたちへ
日本文教出版

特集 道徳教育を考える

学校を生き生きとした人間教育の場に
― 特別の教科「道徳」を起爆剤にして ―

昭和女子大学大学院教授
押谷 由夫

1 道徳教育は平和な国づくりの根本

道徳教育が、いよいよ動き出します。と言いますと、警戒心を持つ人がいます。

では、お聞きします。戦後のわが国は、日本国憲法において、世界の平和と人類の福祉に貢献できる国づくりを、世界に向かって高々と宣言しました。それをどのように実現していくのでしょうか。いうまでもなく、国民一人一人の自覚と実践によってです。そのためには、一人一人の生き方に問いかける指導が不可欠です。それが、道徳教育です。日本は民主主義国家です。過去の過ちを繰り返さないためにも、生き方の根幹を育む道徳教育を中核として教育を確立しなければならないのです。

平成18年に改正された教育基本法は、そのことを明確に示しています。国民一人一人が生涯にわたり人格を磨き、そのことによって豊かな人生を送ることができるような教育のあり方を提案しています。豊かな人生とは、幸せな一生であり、共に幸せに生きられる社会を創ることです。その根幹に人格の形成・錬磨があるというのです。その人格の基盤が道徳性であり、その道徳性の育成を計画的・発展的に行うのが道徳教育なのです。そして、その要に道徳の時間が位置づけられているのです。

2 特別の教科「道徳」提案の意図

では、その道徳の時間が学校現場において機能しているのでしょうか。確かに、道徳の時間を学校ぐるみで取り組んでいる学校はありますし、そこでは確実に成果を上げています。しかし、ほとんどの先生方が、学校間格差や教師間格差に気づかれているはずです。

教育の根幹を担う道徳教育がそのような状況でいいのでしょうか。何とか改善を図らねばなりません。その大きな対応策として道徳の教科化が提案されるようになりました。

道徳の教科化ありきではないのです。道徳教育を充実させ、学校教育の本来の役割を果たせるようにするには、どうしても要となる時間の充実が不可欠だというのです。いじめなどの子どもたちの問題行動の多発もこのことに起因していると捉えます。そして同時に、教科化することによって、様々な充実方策を行うことができます。例えば、教科書の発行や予算の確保、指導者及び指導者養成の充実、評価観の改善などです。

しかし、懸念も考えられます。教科にすることによって、他の教科と同様に知識理解や実践指導を重視した授業になるのではないか。教科書を使うことで今まで開発してきた資料が使えなくなるのではないか。免許を持った教師だけの指導になってしまうのではないか。点数による評価が行われるのではないか、等々。これらは道徳教育の根幹にかかわる問題でもあります。こういった懸念を払しょくするためにも、特別の教科「道徳」という名称が提案されているのです。

3 特別の教科「道徳」はどのようなものか

そもそも道徳教育は、一般に言われる教科とは異なります。教科はそれぞれに専門分化したものですが、道徳教育は総合されたものです。道徳教育の要である道徳の時間も同様です。したがって、道徳は、各教科全体を包み込んで人間として生きる根幹となる道徳的価値の自覚を計画的発展的に図るという意味で特別の教科なのです。そのために、どのようなものにしていくべきなのか。道徳の時間の実態をも考慮しながら考えていく必要があります。

目　標

まず、目標です。特別の教科「道徳」は、道徳の時間と同様、各教科等における道徳教育を補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚を深めて道徳的実践力を育成する。つまり、従来以上に各教科等との連携を強化した指導を工夫する。また、基本的な道徳的価値意識を育み、その視点から自分をしっかり見つめ、未来に希望を託しながら課題を見いだし、向上していこうとする意欲を育むのです。そして、各教育活動や日常生活の中に生かされていくように取り組んでいく。それが、全教育活動における道徳教育ということになります。

教科書

次に、教材についてです。授業を充実させるには教材が不可欠です。しっかりとした教科書を子どもたちに持たせるべきです。ただし、道徳の授業においては、子どもたちの興味や、指導の内容、学校や教師の意図を反映した資料の開発が重要です。それらも道徳の授業で使えるようにしなければなりません。私は、道徳の教科書は、３分の２は年間指導計画に位置づけるが、残りの３分の１は学校独自に資料選択をして授業を行うというようにすべきだと思います。それと同時に、ワークシートやノートの開発も重要です。

指導者

次に、誰が指導するかです。現在の道徳の時間と同様に、学級担任が中心となって全教職員が協力して取り組めるようにする必要があります。特に校長や副校長（教頭）は、すべてのクラスの道徳の授業に１回は参加することを義務付けたいです。

さらに、道徳授業の質の向上を図るためには、道徳授業をサポートできる教員の配置が必要です。道徳教育推進リーダー教師を、新たに任命して、複数の学校の道徳教育や授業を指導する教員の配置が計画されています。

評　価

道徳の評価は、教育の本質と連動します。子どもたちは誰もがよりよく生きようとしています。その姿をしっかりと観察し記述式で知らせるのです。つまり、道徳の評価は、よりよく生きるための根幹となる道徳的価値についてそれぞれに伸ばしている部分を子どもたちに知らせ、勇気づけ、それらを自ら伸ばしていこうと取り組んでくれる子どもたちを育てるためのものなのです。道徳の授業を通して、基本的な道徳的価値にかかわって、道徳的心情や、道徳的判断力、実践意欲や態度がどのように成長しているかをしっかりと観察することが求められるのです。

4 特別の教科「道徳」への願い

道徳教育は、子どもたちの未来やこれからの社会を、明るく希望に満ちたものにしていくものでなければなりません。基本的な道徳的価値を窓口として、互いに励まし合い、助け合って、それらを共に発展させ、高めていけるようにいくのが特別の教科「道徳」なのです。

特別の教科「道徳」が教育課程にしっかりと位置づけられ機能するようになることによって、学校教育が人間教育の場となっていきます。それは、学校の本来の姿でもあります。そのような学校づくりには、保護者や地域の人々も積極的に参画してくれます。

そのことに夢を託して、共に頑張っていこうではありませんか。

著者プロフィール

● 押谷 由夫（おしたに よしお）

昭和女子大学大学院教授・放送大学客員教授
1952年滋賀県生まれ。広島大学大学院卒業（教育学博士）、高松短大、高知女子大学、文部省・文部科学省、国立教育政策研究所等を経て、現職。日本道徳教育学会会長、小さな親切運動本部顧問。現在文部科学省「道徳教育の充実に関する懇談会」の副座長を務めている。

特集 道徳教育

人権の視点と道徳教育
― 国際的な市民性教育の文脈の中で ―

大阪大学大学院人間科学研究科
平沢 安政

道徳をめぐる経緯

1958年（昭和33年）に「道徳の時間」が特設されて以来、それが戦前の「修身」復活を想起させる形で行われたために、道徳と人権を相互に相容れないものであるかのように認識する傾向が根強く存在してきた。また、2013年に誕生した安倍政権のもとで、いじめ・体罰の防止だけでなく、ナショナリズムや愛国心の育成と結びつけて道徳教育の強化が議論されていることから、人権教育を推進してきた人々がこのような動向に警戒心をもっている現状もある。

しかし、道徳は「人の生きる道」を示したものであり、人権はだれもが幸せに生きるための権利であることを考えると、道徳と人権の視点は、そもそも対立するものではないはずだ。例えば、日本の学校教育における人権教育のガイドラインを理論的・実践的に提示した文科省の「人権教育の指導方法の在り方【第三次とりまとめ】」（2008年3月）においても、道徳への言及が各所で行われ、人権感覚の育成や人権教育の価値・態度的側面に関わるものとして重視されている。また、日本道徳教育学会は、2010年11月に京都で開催した研究大会において「道徳と人権」を大会テーマに掲げ、道徳教育と人権教育の関係について意見交換を行った。学校現場の教育実践を見ても、「障害者や高齢者の施設を訪問し、交流活動を行った」取り組みが、ある学校では道徳教育の実践として報告され、別の学校では人権教育の実践として報告されていたりすることも多い。さらに、道徳教育と人権教育のいずれについても、「教育活動全体を通じて取り組む」とされていることから、担当教員の役割、教材や指導方法の在り方、年間指導計画の立て方など、さまざまな点で共通する事項がある。

このように道徳教育と人権教育の間には重なりあう部分が数多くあるにもかかわらず、両者の協働（コラボ）や相互の関係性を整理する作業は、あまり進んでこなかったように思われる。

道徳と市民性教育

他方、国際的な流れを見ると、道徳性が市民性の重要な構成要素として位置づけられている。例えば2002年からイギリスの中等教育で必修化された「市民科（citizenship）」においては、道徳的・社会的責任が、政治的教養やコミュニティへの参加とともに3本柱のひとつになっており、批判的・分析的思考力や社会参加のスキルなど、人権教育が重視してきた資質や力とともに、市民性・市民力の土台を形作るものとされている。また、1980年代以降、移民をはじめとする各種の社会的マイノリティ集団に焦点をあてながら、共生社会の実現を目指して世界的に広がってきた多文化教育・多文化共生教育の領域においても、社会の多様性を活力とするような市民性教育への進化が重要なテーマになりつつあり、グローバル化と多文化化が急速に進展する現代社会を生きるために必要な価値観や態度を養うものとして、道徳教育がとらえられるようになってきた。

以上のことから、日本の道徳教育の在り方について、人権の視点からあらためてとらえ直すとともに、国際的な市民性教育の文脈で課題を整理することが、今求められている。その際、日本の教育がこれからどのような人材を育てようとしているのか、またどのような資質や力を育もうとしているのかについても正確に把握しておく必要がある。

道徳と学士力

2008年12月に中央教育審議会から出された「学士力答申」（「学士課程教育の構築に向けて」）は、「未来の社会を支え、より良いものとする『21世紀型市民』を幅広く育成する」ことを目標として掲げた。これは、大学教育における教育目標を示したものであるが、そこで「21世紀型市民」が身につけておくべき資質や能力として例示されている「自己管理力」「多文化理解」「倫理観・社会的責任」「問題解決能力」等は、初等・中等教育にお

いても重要な意味をもっている。文科省のもとに「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会」が設置され（2012年12月4日）、「真の<自立>と<共生>を目指す教育課程の創造」といった課題が検討されているが、このような今日的状況に留意しながら今後育てるべき道徳的価値観や実践力について考えるためには、人権の視点を抜きにすることはできない。「21世紀は人権の世紀」（国連）だからである。

人権の視点から見た内容項目

現行の学習指導要領の道徳を見ると、「主として○○に関すること」という言い方で道徳的価値が具体的な内容項目として表現されており、それらが「自分」「他者」「自然や崇高なもの」「集団や社会」という4つのカテゴリーに分類されている。この分類は、人権や市民性についてもあてはまるものであり、これらの内容項目を日本社会の伝統的な価値観と枠組みの中だけでとらえていると、道徳教育の未来を切り拓くことは難しいだろう。

内容項目のそれぞれについて、人権の視点や市民性教育の視点から考えてみることにより、道徳教育の在り方に新たな気づきが生まれるのではないだろうか。例えば、内容項目2－（1）「礼儀・挨拶」について、ただ「日本社会の伝統的美徳としてきちんと挨拶できるように指導することが大切だ」として形式的・儀礼的な教え込みをしてしまうと、「相手に対するリスペクト（尊重・尊敬）の気持ちの表現としての挨拶」とは異なるものになってしまう可能性があるため、「礼儀・挨拶」を人権の視点であらためてとらえ直す必要がある。また、内容項目2－（2）「思いやり」について、例えば1922年につくられた「水平社宣言」が「人間はただいたわるのではなく、尊敬することが大切だ」と述べたのはなぜだったのか、また「上から目線のパターナリズム」（父権的温情主義）ではなく、他者の尊厳を真に大切にするやり方で思いを届けるために何が必要なのか、等を考えることを通じて、人権の視点と整合性のある道徳的価値の育成が展望できるのではないだろうか。さらに、内容項目3－（2）「自然愛、畏敬の念」についても、2011年の東日本大震災の経験を踏まえた自然との共生の在り方や、世界的に著名な環境保護運動家レイチェル・カーソンが言った「センス・オブ・ワンダー」（自然の美しさや不思議さに目を見はる感性）などを踏まえながら、ESD（持続可能な開発のための教育）の課題や実践とも結びつけて考えることにより、グローバルな人権の視点からとらえ直すことができるのではないだろうか。人権の視点と重ねるこのような発想は、以上の3つだけでなく、すべての内容項目にあてはめることが可能であると、筆者は考えている。

道徳の指導方法

道徳教育においては、読み物資料を使った指導の在り方が中心に据えられているが、例えばEテレの番組「道徳ドキュメント」（小学校高学年と中学生向け）においては、「プロを夢見た野球少女」「どうしてゴミを捨てるの？」「『ちがう』ことを『ふつう』に」など、ジェンダー、環境保全、外見による差別、などの現代的テーマが、ドキュメンタリーをもとに道徳教育の課題として扱われている。全15回分の番組すべてが、おさえるべき道徳教育の内容項目と関連付けられており、人権に深く関わる日常的・社会的なテーマを道徳的価値の視点から考えることができるようになっている。近年、モラルジレンマを活用した道徳教育実践なども広がっているが、これらの指導方法は「正解のない問い」と向き合って考える態度を育てるとともに、他者との対話を通して道徳的価値に気づき、考えることを促す工夫がされている。まさに、国際標準の学力（PISA型学力）や「21世紀を生き抜く力」を育てようとしている今日の教育改革が重視している「From Teaching to Learning（教えるから学ぶへ）」という考え方にも合致するやり方だと言える。このように、道徳教育の指導法や教材設定の在り方を、学習者のレールに乗せた形で新たに工夫することが強く求められている。

今後、道徳教育が人権教育とも連動しながら、21世紀の市民性教育へと発展していくことを心から願っている。

著者プロフィール

● 平沢 安政（ひらさわ やすまさ）

大阪大学大学院人間科学研究科教授
専門：人権教育学、生涯教育学
おもな著書・論文：平沢安政他編著『人権教育総合年表』（明石書店、2013年）、平沢安政編著『人権教育と市民力－「生きる力」をデザインする』（解放出版社、2011年）
学外委員等：大阪府人権施策推進審議会会長、文部科学省「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」委員、（公財）世界人権問題研究センター客員研究員、等。

健やかな心と体の育成 —「いのちの教育」の取り組み—

富山県教育委員会

一人一人がよりよく生きようとする姿を願って

富山県では、子どもたち一人一人が生まれてよかったと実感できるよう、学校と家庭・地域が連携して「いのちの教育総合支援事業」に取り組んでいます。具体的には、いのちの先生による「いのちの授業」の実施、「いのちのメッセージカード」の発信、いのちの教育講演会の開催等を行っています。また、これまでにいのちの教育リーフレット（学校版、家庭版）を配布し、「いのちの教育」の普及に努めています。

「いのちの教育」は特別な教育ではありません。日々のさまざまな授業の中で子どもたちや教師等が「いのち」を意識し、感じる、一瞬一瞬を積み上げていくためのものです。

学校におけるいのちの教育

① いのちの授業

医師や看護師・助産師など、いのちとかかわる仕事をしている方、障害をもちながらもスポーツや社会活動に参加して輝いている方などを「いのちの先生」として学校に招き、「生命」や「生き方」に関する体験等をお話しいただいています。

「いのちの授業」に参加しての感想

- 少しずつ大きくなっていく赤ちゃんの模型と確かな心臓の音からは、一生懸命に生きようとする赤ちゃんの強い意志が感じられました。（中1女子）
- 赤ちゃんは大きくなると、うごいておなかをキックします。ぼくもお母さんのおなかをキックしたそうです。でもお母さんは、元気なキックをよろこんでいたそうです。（小4男子）
- 今日、家に帰ったら久しぶりに子どもをギュッと抱きしめたいと思いました。（保護者）
- 出産を思い出し子どもを愛（いと）おしく感じました。人はいのちによって受け継がれていくのですね。（保護者）

② いのちのメッセージカード

家族やお世話になった地域の方に、「いのちの授業」で感じた、いのちの大切さや感謝の気持ちを「いのちのメッセージカード」に書いて発信しています。メッセージカードをもとに家族や地域の方との交流を図り、子どもたちが「いのちってすばらしい」と深く実感できることを願っています。（平成22年度 2万枚配布）

いのちのメッセージカードの記入例

③ いのちの教育ホームページ

http://life.el.tym.ed.jp/cms

このホームページでは、富山県の子どもたちが、いのちの授業の中で味わったさまざまな感動を伝えています。また、いのちの本（絵本）の紹介などもしています。

「いのちの言の葉」に寄せられたメッセージ例

発達の段階に応じた指導

学校、家庭、地域が一体となった、一人一人の児童生徒が生まれてよかったと実感できる「いのちの教育」の推進。

豊かな心

- 全てのいのちに対する畏敬の念
- 支えられていることへの認識と感謝の念
- 社会の中での自己の確かな存在価値
- 人・自然・社会などに貢献する喜びや達成感

感動・感性・想像力

ステージ 3

- いのちや老い、死を見つめることを通して、喜びや悲しみに触れる体験の機会を設けるよう配慮する。
- 喜びや悲しさ等の感情を仲間と共有するよう配慮する。
- 人間のいのちだけでなく、いのちがつながり合う自然環境等への認識を深めるよう配慮する。
- 自己を見つめ直すことで、自己の有能感や有用感を高めるよう配慮する。
- 与えられたいのちを精一杯生かしていくことの大切さに気付かせるよう配慮する。

ステージ 2

- 動植物や自分の成長ぶりを生きている喜びとして感じるよう配慮する。
- 生きる喜びや死の悲しみ等に触れる体験から、限りある自他のいのちの尊さを実感するよう配慮する。

ステージ 1

- 自然や家族、動植物等と、五感を通して触れ合う体験を充実させ、生きている喜びを十分に味わわせる。
- 身近な生活の中から、いのちあるものの存在に気付かせる。

いのちを見つめる窓口の例

私の中のいのちを見つめて 二つとないいのち

- 「できた」「分かった」「やり遂げた」という体験
- 読書や表現活動に浸る体験
- 自然の不思議さや美しさ等を感じ味わう体験

私と周囲のいのちとのつながりを見つめて つながり合ういのち

- ほめられたり認められたりする喜びや、それを与える体験
- 仲間との連帯感や感動を共有する体験
- いのちの誕生に触れる体験

いのちそのものを見つめて 限りあるいのち

- 身近な人や動物等の死と出会う体験
- 様々な障害を乗り越え、夢をもって生きる人との出会い体験

クローズアップ！ 教育の現場

他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する心を養う研究

愛媛県宇和島市立城南中学校 校長 是澤 祐二

本校は、平成24・25年度の二年間にわたり、文部科学省「道徳教育総合支援事業」の一環として、愛媛県教育委員会から「特色ある道徳教育推進事業」の指定を受けて研究をしてまいりました。「他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する心を養う研究」と題した取組の一端をご紹介いたします。

1年次の取組　互いを認め合い、支え合い、協力する態度の育成

1年次は、手探りながら、道徳の時間や各教科の学習の充実を図るとともに、道徳性を育む様々な体験活動を実施しました。特に、体育祭や合唱コンクール等の集団で競う活動においては、リーダーを中心に集団としての結束を高め、互いを高めあう態度や相手を思いやる気持ち等の育成に努めてきました。また、こうした態度が一時的なものとして終わらないよう、「すべてにおいてNo.1の学校を目指そう！」を合言葉に、学習活動と部活動において根気強く取り組むよう指導しました。学習活動においては家庭学習習慣の定着に、部活動においては挨拶の指導に力を注ぎました。

さらに、生徒会の「ペットボトルキャップ回収運動」を中心に活動を展開し、城南中学校生徒としての自覚と誇りをもつことをねらいとして取り組みました。ペットボトルのキャップを集め、アフリカの子どもたちのためのワクチンに換える運動です。その結果、校区内はもちろん市内外からの支援を得ることができ、活動に広がりができるとともに、生徒たちの活動意欲も向上が見られるようになってきました。

【商店への依頼】

2年次の取組　自国を愛し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する態度の育成

2年次は、さらに研究主題に迫るべく、国際理解を取り扱った教材の活用や体験活動の充実に努めました。

道徳の時間においては、外国の文化や生活、外国で活躍する日本人等を扱った教材を積極的に活用しました。また、外国人留学生や宇和島市で生活する外国人の方々等との交流も度々行いました。それぞれの国の人々のものの考え方を理解することや異文化に触れるとともに、日本の文化や生活等も紹介していきました。さらに、JICAや各種NPO法人等で開発途上地域の経済や社会の発展に寄与し、国際協力の促進を目的として活躍している職員を講師として招へいしました。各国の文化や生活、そこで暮らす人々の考え方、具体的な活動状況等を聞き、生徒たちの視野を、徐々に世界へと広げていきました。

【中国人留学生との交流会】

生徒たちは、こうした二年間にわたる学習をとおして、国際理解や世界の平和や発展に寄与するため自分たちにできることは何かを考える等、現実的な課題として取り組み始めています。さらに、その根底には、世界中で生活するすべての人々を、地球上で暮らす一人の人間として尊重し、認め合うことが大切であることに気付き始めているようです。

今後も、こうした活動を継続し、子どもたちの視野がより広い世界へ広がることを願っています。

城南中学校ホームページ
http://uwajima-jonan-j.esnet.ed.jp/html/

教育情報　No.4

日文教育資料

平成26年(2014年)1月1日発行

編集・発行人　佐々木秀樹

本書の無断転載・複製を禁じます。

CD00000

発行所 日本文教出版 株式会社
http://www.nichibun-g.co.jp/

東京本社　〒165-0026　東京都中野区新井1-2-16
TEL:03-3389-4611　FAX:03-3389-4618

大阪本社　〒558-0041　大阪市住吉区南住吉4-7-5
TEL:06-6692-1261　FAX:06-6606-5171

九州支社　〒810-0022　福岡市中央区薬院3-11-14
TEL:092-531-7696　FAX:092-521-3938

東海支社　〒461-0004　名古屋市東区葵1-13-18-7F・B
TEL:052-979-7260　FAX:052-979-7261

北海道出張所　〒001-0909　札幌市北区新琴似9-12-1-1
TEL:011-764-1201　FAX:011-764-0690